

意見第 1 号

原発再稼働の中止を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 3 日

提出者 久喜市議会議員

杉 野 修
渡 辺 昌 代

賛成者 久喜市議会議員

川 辺 美 信
平 間 益 美
石 田 利 春

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

原発再稼働の中止を求める意見書

福島第一原子力発電所の事故は、いまだに収束せず、放射能被害は国民に甚大な影響を与え続けています。事故の原因究明は進まず、汚染水処理も続き、今なお約 12 万人もの住民が避難生活を続けています。事故後、全国で「原発ゼロ」の声が拡がり、原発に頼らないエネルギーへの転換を望む運動が広がっています。

そのような中、政府は 2014 年 4 月、原発の再稼働・推進の方針を明らかにした「第四次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。その後、2014 年 7 月、原子力規制委員会が九州電力の川内原子力発電所 1、2 号機について、「新規制基準」に適合しているとする「審査書案」を了承し、さらに、2014 年 12 月、福井県高浜原子力発電所 3、4 号機についても「審査書案」を了承しました。

川内原発の再稼働には、住民の避難計画や火山対策、使用済み核燃料の問題など課題があるにもかかわらず、まともな対応がないまま「適合」とされています。また、高浜原発においても、避難計画が定まっておらず、基準地震動の算定が甘いなど安全の問題点が置き去りにされたままです。

さらに、再稼働の是非を判断する地域の範囲は、電力会社と原子力安全協定を結ぶ立地自治体にほぼ限定されています。被害が広域化した福島第一原発事故の教訓が生かされず、30 km 圏内の自治体の意向は無視されたまま、地元同意を済ませようとする姿勢が鮮明です。

今、全国の全ての原発が止まっている中で、川内原発の再稼働が急がれようとしています。政府は、原発再稼働ありきの政策を推し進めるのではなく、命や安全を最優先と

したエネルギー政策への転換をさらに進め、原発の再稼働につながる全ての政策の中止を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

久喜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

あて